

(小田原市) 日影による中高層の建築物の制限・高度地区の内容

※法:建築基準法

用途地域	建蔽率	容積率	法第58条関係 高度地区の種類	高度地区の 制限内容	法別表第4(ろ)欄・ 制限を受ける建築物	法別表第4(は)欄・ 平均地盤 面からの 高さ	法別表 第4(に) 欄	敷地境界線からの 水平距離が		法第56条第 1項第1号 道路斜線	法第56条第1項第 2号 隣地斜線	法第56条第1項 第3号 北側斜線
								5~10m 以内の	10mを 超える			
第一種低層 住居専用	40	60	(法第55条関係)	建築物の高さの限度 10m	軒の高さが7mを超え る建築物又は 地階を除く階数が3以上 の建築物	1.5m	(一)	3時間	2時間			5m+1:1.25
	50	100										
	60	100 150										
第一種中高層 住居専用	60	150	第1種高度地区	建築物の高さの最高 限度12m 北側斜線制限 (5m+1:1.25)	高さが10mを超える 建築物	4m	(二)	4時間	2.5時間	1:1.25	20m+1:1.25	
		200	第2種高度地区	建築物の高さの最高 限度15m								
第一種住居	60	200										
第二種住居	60	200										
準住居	60	200										
近隣商業	80	200	第3種高度地区	建築物の高さの最高 限度20m	5時間	3時間						
		300										
商業	80	400	第4種高度地区	建築物の高さの最高 限度31m ただし、お堀端通り (市道0003)東側沿道 については、斜線制 限(15m+1:1)						1:1.5	31m+1:2.5	
		500										
		600										
準工業	60	200	第2種高度地区	建築物の高さの最高 限度15m	高さが10mを超える建 築物	4m	(二)	5時間	3時間			
工業	60	200	第5種高度地区	建築物の高さの最高 限度:工場、事務 所、倉庫等の特定工 業系の用途建築物 は31m、それ以外は 15m								
工業専用	60	200										
用途地域の指 定のない区域	50	100			□・高さが10mを超え る建築物	4m	(二)	4時間	2.5時間	1:1.25	20m+1:1.25	